

北信総合病院老人保健施設もえぎ短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 運営規程

第1条 運営規程設置の主旨

長野県厚生農業協同組合連合会が開設する北信総合病院老人保健施設もえぎ（以下「事業所」）という。）が実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

第2条 事業所の目的及び運営の方針

高齢社会を迎え、地域住民の要望に対応した保健・医療・福祉活動を目指して老人保健施設もえぎを設立しました。介護老人保健施設は居宅における生活に支援が必要な者に対して、心身の機能の維持回復を図る施設ですが、事業所では地域における老人介護支援を目指し、地域包括支援センター・北信総合病院地域医療福祉支援センター・訪問看護ステーション等と緊密に連携し、総合的な老人福祉・医療・保健対策の基幹施設としての運営を図ります。

事業所は、

1. 包括的ケアサービス施設
2. リハビリテーション施設
3. 在宅復帰施設
4. 在宅生活支援施設
5. 地域に根ざした施設

の介護老人保健施設の理念と役割を遵守し、特に在宅生活支援とリハビリテーションに重きをおいた運営を図っていきます。

また、事業所は利用者同志あるいは利用者と介護者とのコミュニケーションを中心に、生きがいを持たせるようなケアサービスに努め、たとえ寝たきりでも精神的に明るく自立していただけるよう短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいた適切なサービスを提供します。

第3条 事業所の名称及び所在地等

事業所の名称所在地等は次のとおりとします。

1. 事業所名 北信総合病院老人保健施設もえぎ
2. 所在地 長野県中野市大字吉田123-1
3. 電話番号 0269-22-7800 F A X 番号 0269-22-8585
4. 介護保険指定番号 2051180012

第4条 従業者の職種、員数

事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによります。

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 管理者（常勤兼務） | 1人 |
| 2. 医師 | 1人以上 |
| 3. 看護職員 | 10人以上 |
| 4. 介護職員 | 25人以上 |
| 5. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |
| 6. 管理栄養士 | 1. 4人以上 |
| 7. 薬剤師 | 0. 4人以上 |
| 8. 支援相談員 | 1人以上 |

9. 介護支援専門員	1人以上
10. 事務員	1人以上
11. 調理員	委託
12. 清掃	委託

第5条 従業者の職務内容

前条に定める事業所従業者の職務内容は、次のとおりとします。

1. 管理者 事業所に携わる従業者の総括管理、指導
2. 医師 診察、治療に関わる業務
3. 看護職員 健康管理、生活ケア、家庭介護指導業務、レクリエーション等に関わる業務
4. 介護職員 生活ケア、家庭介護指導業務、レクリエーション等に関わる業務
5. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
運動療法、作業療法、摂食・嚥下機能評価、摂食・嚥下機能練習、言語機能練習、日常生活訓練、訪問指導、レクリエーション等に関わる業務
6. 管理栄養士 献立、栄養管理指導等に関する業務
7. 薬剤師 調剤、薬剤管理、服薬指導に関わる業務
8. 支援相談員 入退所の相談指導、訪問指導、市町村など関連機関との連携、レクリエーション、ボランティア等に関わる業務
9. 介護支援専門員 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成に関わる業務
10. 事務員 事業所の管理運営、経理事務、一般事務、請求業務等に関わる業務
11. 調理員 調理に関する業務
12. 清掃 清掃に関する業務

第6条 入所定員

事業所の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）定員は、入所定員内（100名）とします。

第7条 サービスの内容

身体の不自由な利用者が生活の中で有効なリハビリテーションを実施することで、機能回復を図り安心して家庭に帰れるよう「医療と福祉を統合したケアサービス」を提供します。

1. ケアサービス
単に利用者の食事や排泄、入浴などの介助にとどまらず、利用者がどうしても陥りやすい孤独から開放し、たとえ寝たきりでも精神的に逞しく、明るく、自立していただけるような「ケアサービス」をめざします。
2. 医療サービスとリハビリテーション
医療サービスは外来（通院）治療程度ですが、事業所で対応できない状態の時は、ただちに北信総合病院等協力病院との連携のもとに対応いたします。また、現状の身体機能の維持向上または低下防止のためにリハビリテーションを実施します。
3. 介護教育
在宅ケアに取り組む介護者には、入所中に介護方法を具体的に学んでいただきます。
その他、それぞれの利用者の状況に応じたサービスを提供します。
4. 送迎
利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行います。

第 8 条 利用者負担の額

利用者負担の額は介護報酬の告示上の額及び別紙料金表のとおりとします。

第 9 条 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実地地域は、中野市とします。

第 10 条 運営に関する重要事項

事業所の利用に当たっての留意事項は以下のとおりとします。

1. 入・退所については、事業所内「入退通所検討委員会」にて検討し、施設長が決定します。
2. その他の規則は、別紙「介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款」（別紙含む）によります。

第 11 条 従業者の服務規律

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。

第 12 条 従業者の研修

事業所は、従業者の資質の向上を図るため、従業者研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備します。

- （１）採用時研修 採用後 3 か月以内に実施
- （２）継続研修 年 2 回以上実施

第 13 条 従業者の勤務条件

従業者の就業に関する事項は、別に定める長野県厚生農業協同組合連合会の就業規則によります。

第 14 条 従業者の健康管理

従業者は、北信総合病院の衛生委員会の規定により健康診断を受診することとします。

第 15 条 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供給する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行います。

第 16 条 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

第 17 条 守秘義務及び個人情報の保護

事業所従業者に対して、事業所従業者である期間および事業所従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所従業者等が本規程に反した場合は、就業規則に基づく対応いたします。

第 18 条 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上。また、新規採用時には必ず）実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第19条 ハラスメント防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第20条 その他運営に関する重要事項

1. 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させません。
2. 運営規程の概要、事業所従業員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示します。
3. 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者または家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。またサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
4. 安全確保のために緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、医師の指示に基づき定められた手続により必要最小限に実施します。なお、実施する場合には、ご家族に説明を行い同意を得るものとします。

付 則

この運営規程は、平成 8 年 8 月 8 日から施行します。

平成12年	4月	1日	変更
平成13年	1月	1日	変更
平成14年	7月	1日	変更
平成16年	8月	1日	変更
平成17年	1月	15日	変更
平成17年	10月	1日	変更
平成18年	4月	1日	変更
平成19年	10月	1日	変更
令和 1年	9月	1日	変更
令和 3年	4月	1日	変更
令和 3年	10月	1日	変更
令和 4年	4月	1日	変更
令和 6年	1月	1日	変更
令和 7年	7月	1日	変更